

今日の一問 (やまだ塾)

(2008年9月4日掲載)

No.73	公的年金と生活保護の違いについて述べよ。													
解答		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>公的年金</th> <th>生活保護</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【1】役割</td> <td>■高齢による稼働能力の減退を補填し、老後生活の安定を図るもの</td> <td>■資産、能力等すべてを活用しても、なお生活に困窮する者に対する最低生活の保障および自立の助長</td> </tr> <tr> <td>【2】年金額と生活保護額の考え方</td> <td> ■その他の収入や資産に関わりなく一律に支給 ■調査はない ■水準と給付 ① 水準 現役時代の収入の一定割合を保障するとともに、老後生活の基礎的な費用に対応することにより、現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて自立した生活を可能とするもの ② 給付 他の収入や資産の有無にかかわらず、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金を支給 </td> <td> ■まず、年金や家族の扶養、その他の収入・資産等の活用が優先 ■資力すべてを厳格に調査 ■基準と給付 ① 基準 最低生活を保障する水準として設定。この水準で生活を営むことを想定 ② 給付 就労収入、年金収入等を差し引いた不足分を給付。資産、能力等を活用しているかどうかにつき、預貯金等の調査を厳格に実施 </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> ① 基礎年金額を、単身の生活扶助基準と比べると、級地によっては生活扶助基準が高いが、夫婦の生活扶助基準と比べると同等程度の額である。 ② 基礎年金は、老後生活の基礎的な費用に対応し、現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて、一定の水準の自立した生活を可能とする考え方で水準が設定されている。また、受給時の個々の生活状況に関わりなく、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金額が支給される。 ③ 生活保護と公的年金の役割が異なることから、生活保護の基準と公的年金の給付額は単純に比較できるものではないことに留意する。 </td> </tr> </tbody> </table>		公的年金	生活保護	【1】役割	■高齢による稼働能力の減退を補填し、老後生活の安定を図るもの	■資産、能力等すべてを活用しても、なお生活に困窮する者に対する最低生活の保障および自立の助長	【2】年金額と生活保護額の考え方	■その他の収入や資産に関わりなく一律に支給 ■調査はない ■水準と給付 ① 水準 現役時代の収入の一定割合を保障するとともに、老後生活の基礎的な費用に対応することにより、現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて自立した生活を可能とするもの ② 給付 他の収入や資産の有無にかかわらず、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金を支給	■まず、年金や家族の扶養、その他の収入・資産等の活用が優先 ■資力すべてを厳格に調査 ■基準と給付 ① 基準 最低生活を保障する水準として設定。この水準で生活を営むことを想定 ② 給付 就労収入、年金収入等を差し引いた不足分を給付。資産、能力等を活用しているかどうかにつき、預貯金等の調査を厳格に実施	① 基礎年金額を、単身の生活扶助基準と比べると、級地によっては生活扶助基準が高いが、夫婦の生活扶助基準と比べると同等程度の額である。 ② 基礎年金は、老後生活の基礎的な費用に対応し、現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて、一定の水準の自立した生活を可能とする考え方で水準が設定されている。また、受給時の個々の生活状況に関わりなく、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金額が支給される。 ③ 生活保護と公的年金の役割が異なることから、生活保護の基準と公的年金の給付額は単純に比較できるものではないことに留意する。		
		公的年金	生活保護											
	【1】役割	■高齢による稼働能力の減退を補填し、老後生活の安定を図るもの	■資産、能力等すべてを活用しても、なお生活に困窮する者に対する最低生活の保障および自立の助長											
	【2】年金額と生活保護額の考え方	■その他の収入や資産に関わりなく一律に支給 ■調査はない ■水準と給付 ① 水準 現役時代の収入の一定割合を保障するとともに、老後生活の基礎的な費用に対応することにより、現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて自立した生活を可能とするもの ② 給付 他の収入や資産の有無にかかわらず、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金を支給	■まず、年金や家族の扶養、その他の収入・資産等の活用が優先 ■資力すべてを厳格に調査 ■基準と給付 ① 基準 最低生活を保障する水準として設定。この水準で生活を営むことを想定 ② 給付 就労収入、年金収入等を差し引いた不足分を給付。資産、能力等を活用しているかどうかにつき、預貯金等の調査を厳格に実施											
① 基礎年金額を、単身の生活扶助基準と比べると、級地によっては生活扶助基準が高いが、夫婦の生活扶助基準と比べると同等程度の額である。 ② 基礎年金は、老後生活の基礎的な費用に対応し、現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて、一定の水準の自立した生活を可能とする考え方で水準が設定されている。また、受給時の個々の生活状況に関わりなく、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金額が支給される。 ③ 生活保護と公的年金の役割が異なることから、生活保護の基準と公的年金の給付額は単純に比較できるものではないことに留意する。														

	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">年金の額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">報酬比例年金の額</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">基礎年金の額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基礎年金の額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">最低生活水準</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年金以外の収入・資産、生活基盤等</td> <td style="text-align: center;">年金以外の収入・資産、生活基盤等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サラリーマンOB</td> <td style="text-align: center;">自営業者OB</td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">生活保護の額</p> <p style="text-align: center;">生活保護の額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">年金以外の収入・資産、生活基盤等</td> <td style="text-align: center;">年金の額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">無年金者</td> <td style="text-align: center;">低額年金者</td> </tr> </table> </div> </div>		報酬比例年金の額	基礎年金の額	基礎年金の額	最低生活水準		年金以外の収入・資産、生活基盤等	年金以外の収入・資産、生活基盤等	サラリーマンOB	自営業者OB	年金以外の収入・資産、生活基盤等	年金の額	無年金者	低額年金者														
報酬比例年金の額	基礎年金の額																												
基礎年金の額																													
最低生活水準																													
年金以外の収入・資産、生活基盤等	年金以外の収入・資産、生活基盤等																												
サラリーマンOB	自営業者OB																												
年金以外の収入・資産、生活基盤等	年金の額																												
無年金者	低額年金者																												
<p>【3】</p> <p>2008年度の年金額と生活保護額</p>	<p><基礎年金月額></p> <p>66,008円</p> <p>(夫婦合計:132,016円)</p>	<p><生活扶助基準月額></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">単身(65歳)</td> <td style="text-align: center;">62,640 ~ 80,820円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夫婦(65歳)</td> <td style="text-align: center;">94,500 ~ 121,940円</td> </tr> </table> <p>(注)家賃, 地代を支払っている場合は, これに住宅扶助が加算される。</p>	単身(65歳)	62,640 ~ 80,820円	夫婦(65歳)	94,500 ~ 121,940円																							
単身(65歳)	62,640 ~ 80,820円																												
夫婦(65歳)	94,500 ~ 121,940円																												
<p>【4】被保護高齢者(65歳以上)の年金受給状況</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">被保護人員 (人)</th> <th style="text-align: center;">65歳以上 被保護人員(A) (人)</th> <th style="text-align: center;">うち 年金受給者(B) (円)</th> <th style="text-align: center;">年金受給 率(B/A) (%)</th> <th style="text-align: center;">年金受給者 1人あたり 年金受給月額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1998年</td> <td style="text-align: center;">946,994</td> <td style="text-align: center;">319,820</td> <td style="text-align: center;">172,940</td> <td style="text-align: center;">54.1</td> <td style="text-align: center;">44,212</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2003年</td> <td style="text-align: center;">1,344,327</td> <td style="text-align: center;">491,680</td> <td style="text-align: center;">232,280</td> <td style="text-align: center;">47.2</td> <td style="text-align: center;">45,847</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2006年</td> <td style="text-align: center;">1,513,892</td> <td style="text-align: center;">588,130</td> <td style="text-align: center;">275,140</td> <td style="text-align: center;">46.8</td> <td style="text-align: center;">46,144</td> </tr> </tbody> </table>					年度	被保護人員 (人)	65歳以上 被保護人員(A) (人)	うち 年金受給者(B) (円)	年金受給 率(B/A) (%)	年金受給者 1人あたり 年金受給月額 (円)	1998年	946,994	319,820	172,940	54.1	44,212	2003年	1,344,327	491,680	232,280	47.2	45,847	2006年	1,513,892	588,130	275,140	46.8	46,144
年度	被保護人員 (人)	65歳以上 被保護人員(A) (人)	うち 年金受給者(B) (円)	年金受給 率(B/A) (%)	年金受給者 1人あたり 年金受給月額 (円)																								
1998年	946,994	319,820	172,940	54.1	44,212																								
2003年	1,344,327	491,680	232,280	47.2	45,847																								
2006年	1,513,892	588,130	275,140	46.8	46,144																								

(注)「問題 16 2008年度の年金額を示せ。」「問題 22 生活保護制度における生活扶助基準算定方式の変遷を述べよ。」「問題 23 生活保護制度における生活扶助基準額および保護の実施機関と費用負担を示せ。」「問題 58 「生活保護制度」の概要を述べよ。」「問題 97 生活保護制度における医療扶助について述べよ。」を参照のこと。を参照のこと。